

分野	8	通番	1
法律名	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第2項	×		第100条で準用
第6条	第3項	×		第100条で準用
第6条	第4項	×		第100条で準用
第6条	第6項	×		第100条で準用
第11条	第2項	×		第100条で準用
第12条	第1項	ア		第100条で準用
第12条	第4項	×		第100条で準用
第13条	第2項	×		第100条で準用
第14条	第1項	×		第100条で準用
第15条		iv	a	第100条で準用
第17条	第2項	×		第100条で準用
第21条	第1項	i		第100条で準用
第21条	第3項	i		第100条で準用
第22条	第3項	i		第100条で準用
第22条	第4項	i		第100条で準用
第22条	第5項	i		第100条で準用
第22条	第6項	i		第100条で準用
第22条の2	第2項	ア		第100条で準用
第22条の2	第3項	ア		第100条で準用
第22条の2	第5項	i		第100条で準用
第22条の2	第6項			準用規定 第100条で準用
第26条	第3項	×		第100条で準用
第26条	第5項	×		第100条で準用
第27条	第4項	v		第100条で準用
第27条	第5項	×		第100条で準用
第27条	第6項			準用規定 第100条で準用
第38条		×		第100条で準用
第40条	第1項	×		第100条で準用
第42条	第4項	×		第100条で準用
第47条	第2項	×		第100条で準用
第53条の2	第3項	×		第100条で準用
第54条	第3項	×		第100条で準用
第54条	第4項	×		第100条で準用
第56条	第2項	×		第100条で準用

分野	8	通番	1
法律名	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第56条	第3項	×	第100条で準用
第57条	第2項	i	第100条で準用
第57条	第3項		準用規定 第100条で準用
第58条の2	第2項	×	第100条で準用
第58条の3	第3項	×	第100条で準用
第58条の3	第4項	×	第100条で準用
第58条の5	第2項	×	第100条で準用
第58条の5	第3項	×	第100条で準用
第58条の6	第2項	i	第100条で準用
第58条の6	第3項		準用規定 第100条で準用
第65条の2	第3項		準用規定
第74条	第1項	×	第100条で準用
第74条	第2項	×	第100条で準用
第75条	第3項	ア	第100条で準用
第75条	第4項	ア	第100条で準用
第75条	第5項	ア	第100条で準用
第76条	第1項	i	第100条で準用
第76条	第2項		準用規定 第100条で準用
第77条	第2項	ア	第100条で準用
第78条	第2項	ア	第100条で準用
第79条	第2項	×	
第89条	第2項	ア	第100条で準用
第89条	第3項	ア	第100条で準用
第89条	第4項	ア	第100条で準用
第89条	第5項	ア	第100条で準用
第89条	第6項	ア	第100条で準用
第89条	第8項	i	第100条で準用
第89条	第9項		準用規定 第100条で準用
第90条	第2項	×	
第91条	第1項	ii	
第97条	第4項		行政不服審査法の準用

分野	8	通番	2
法律名	運河法(大正二年法律第十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	ア	
第4条	第2項	ア	
第4条	第4項	ア	

分野	8	通番	3
法律名	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第16条	第4項	×		
第16条	第5項	×		
第17条	第2項	×		
第23条	第4項	√		
第28条	第2項	√		
第28条の6	第2項	√		
第29条	第1項	√		
第29条	第2項	√		
第30条	第1項	√		
第30条	第2項	√		
第31条		iv	v a	
第33条		iv	v a	
第40条	第1項	√		
第40条	第2項	×		
第40条	第3項	×		
第40条	第4項	√		
第41条		×		
第42条	第1項	√		
第42条	第2項	×		
第42条	第3項	×		
第42条	第4項	√		
第45条	第1項	√		
第45条	第2項	√		
第47条	第2項	√		
第48条	第1項	√		
第48条	第3項	√		
第49条		√		
第53条	第1項	√		
第53条	第2項	√		
第54条	第3項	iv	v e	
第54条	第4項	√		
第55条		iv	v e	
第56条		√		
第58条		√		
第59条	第2項	iv	e	

分野	8	通番	3
法律名	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第60条	第3項	v		
第60条	第4項	v		
第60条	第5項	v		
第60条	第6項	v		
第61条	第2項	iv	e	
第61条	第3項			準用規定
第63条	第2項	iv	e	
第64条	第2項	ア		
第64条	第3項	ア		
第64条	第5項			行政代執行法の準用
第64条	第7項			準用規定
第64条	第9項	ア		
第64条	第10項			例による規定
第65条	第2項			準用規定
第66条	第2項			水難救護法の準用
第67条	第1項	iv v	a	
第67条	第2項	iv v	a	
第68条	第2項			準用規定
第68条の2	第3項	x		
第69条		iv v	a	
第70条	第3項	v		
第72条	第1項	v		
第72条	第2項	iv	a	
第73条	第1項	v		
第73条	第2項	v		
第74条	第1項	iv v	a	
第74条	第2項	iv v	a	
第75条		iv v	a	
第76条	第2項	v		
第76条の3	第6項	v		
第76条の4		v		
第77条	第2項	v		
第80条	第2項	v		
第81条	第1項	ア		
第81条	第2項	ア		

分野	8	通番	3
法律名	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第81条	第3項	ア	
第82条	第1項	i	
第82条	第2項	i	
第83条	第1項	ア	
第83条	第2項	ア	

分野	8	通番	4
法律名	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第5条		×	
第8条	第2項	×	
第9条			準用規定
第10条	第2項	×	
第10条	第3項	×	
第10条	第4項	×	
第11条		×	

分野	8	通番	5
法律名	水防法(昭和二十四年法律第九十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条の2		iii, iv	a	
第3条の3	第2項	iii, iv	a	
第3条の4	第1項	iii, iv	a	
第3条の4	第2項	iii, iv	a	
第5条	第2項	×		
第7条	第1項	×		
第7条	第3項	×		
第7条	第4項	×		
第8条	第3項	×		
第9条		×		
第10条	第3項	v		
第11条	第1項	v		
第11条	第2項	×		
第12条	第1項	v		
第12条	第2項	v		
第13条	第2項	v		
第13条	第3項	v		
第14条	第1項	×		
第14条	第2項	×		
第14条	第3項	×		
第14条	第4項	×		
第15条	第1項	v		
第15条	第2項	v		
第15条	第4項	×		
第15条	第5項			準用規定
第16条	第1項	v		
第16条	第3項	v		
第16条	第4項	v		
第17条		v		
第20条	第1項	×		
第25条		v		
第28条	第2項	i		
第29条		×		
第32条	第1項	×		
第32条	第2項	×		

分野	8	通番	5
法律名	水防法(昭和二十四年法律第九十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第32条	第3項	×	
第33条	第3項	×	
第35条		√	
第36条	第2項	×	
第36条	第4項	×	
第39条	第4項	×	
第40条		×	
第49条	第2項	ア	
第50条		×	

分野	8	通番	6
法律名	水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	i		
第3条	第2項	×		
第10条	第1項	i		
第11条	第1項	i		
第11条	第2項	×		
第12条		i		
第14条	第2項	×		
第15条	第1項	i		
第15条	第2項	i		
第15条	第3項	i		
第16条		×		
第18条	第3項	×		
第18条	第4項	×		
第20条	第1項	ア		
第22条		ア		
第33条	第2項	×		
第34条	第3項	×		
第39条	第1項	×		
第39条	第3項	×		
第50条	第1項	i		
第50条	第3項	ア		
第56条	第2項			準用規定
第59条	第3項	ア		
第59条	第4項	ア		
第62条	第4項	×		
第65条	第1項	×		
第65条	第2項	×		
第66条		×		
第67条	第1項	×		
第69条	第3項	×		
第71条	第3項	i		
第73条	第2項	ア		
第78条		×		
第84条		iv	f	

分野	8	通番	7
法律名	特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第12条	第2項	×		
第13条		×		
第15条	第1項	ア		
第15条	第2項	ア		
第16条	第4項			準用規定
第17条	第2項	×		
第17条	第3項	×		
第17条	第6項	i		
第17条	第7項	i		
第18条	第3項	×		
第18条	第4項			準用規定
第20条	第2項	ア		
第20条	第3項	v		
第21条	第2項	ア		
第23条	第2項	iv	e	
第23条	第3項	iv	e	
第23条	第5項			準用規定
第24条	第1項	×		
第24条	第2項			準用規定
第25条	第2項	iv	e	
第25条	第3項	×		
第27条	第2項	×		
第28条	第1項	×		
第29条		×		
第30条				準用規定
第32条	第1項	v		
第32条	第2項	v		
第32条	第3項	v		
第32条	第4項	v		
第32条	第5項	iv	e	
第32条	第6項			準用規定
第33条	第1項	v		
第33条	第2項	v		
第33条	第5項			準用規定
第34条	第2項	ア		

分野	8	通番	7
法律名	特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第34条	第3項	ア	
第34条	第4項	ア	
第34条	第5項	ア	
第34条	第6項	ア	
第34条	第8項	i	
第34条	第9項	i	
第34条	第10項	i	

分野	8	通番	8
法律名	海岸法(昭和三十一年法律第一百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第5条	第9項	×	
第7条	第2項	√	
第8条	第2項		準用規定
第8条の2	第2項	×	
第10条	第2項	×	
第11条		×	
第12条	第3項	ア	
第12条	第4項	ア	
第12条	第5項	ア	
第12条の2	第1項	i	
第12条の2	第2項	i	
第12条の2	第3項	i	
第13条	第2項	×	
第14条	第1項	√	
第14条	第2項	√	
第18条	第2項	ア	
第18条	第3項	ア	
第18条	第4項	ア	
第18条	第5項	ア	
第18条	第7項	i	
第18条	第8項		準用規定
第18条	第9項	ア	
第20条	第2項	ア	
第20条	第3項	ア	
第20条	第4項	ア	
第22条	第1項	×	
第27条	第2項	×	
第35条	第1項	×	
第35条	第2項	×	
第37条の3	第4項	×	
第37条の6	第2項	×	
第37条の8			準用規定
第38条の2	第2項	×	

分野	8	通番	9
法律名	砂防法(明治三十年法律第二十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条		×	

分野	8	通番	10
法律名	地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第8項	i	第16条第2項で準用
第6条	第9項	i	第16条第2項、第21条第4項、第23条第4項で準用
第6条	第10項	i	第16条第2項、第21条第4項、第23条第4項で準用
第11条	第2項	×	
第17条	第1項	i	
第17条	第3項	i	
第20条	第2項	×	
第21条	第3項	i	
第23条	第3項	i	
第24条	第2項	×	
第24条	第3項	×	
第24条	第4項	×	
第26条	第2項	×	
第45条	第1項		準用規定

分野	8	通番	11
法律名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	√	
第4条		×	
第5条	第2項	ア	
第5条	第3項	ア	
第5条	第4項	ア	
第5条	第5項	ア	
第5条	第6項	ア	
第5条	第8項	i	
第5条	第9項	i	
第5条	第10項	i	
第6条		√	
第8条	第2項	ア	
第10条	第4項		準用規定
第11条	第2項		準用規定
第12条	第3項	×	
第13条	第2項	×	
第17条	第2項		準用規定
第18条	第1項	i	
第18条	第3項	i	

分野	8	通番	12
法律名	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	iv	e	
第5条	第2項	ア		
第5条	第3項	ア		
第5条	第4項	ア		
第5条	第5項	ア		
第5条	第6項	ア		
第5条	第8項	i		
第5条	第9項	i		
第5条	第10項	i		
第6条	第2項	v		
第6条	第3項	iv	e	
第6条	第4項	v		
第6条	第5項	iv	e	
第6条	第6項			準用規定
第7条	第1項	v		
第7条	第2項	v		
第7条	第3項	×		
第8条	第2項	v		
第8条	第3項	iv	e	
第8条	第4項	v		
第8条	第5項	×		
第8条	第7項	×		
第8条	第8項	×		
第8条	第9項			準用規定
第11条		×		
第15条	第1項	ア		
第15条	第2項	×		
第16条	第4項			準用規定
第17条	第2項	×		
第17条	第3項	×		
第20条	第2項	ア		
第20条	第3項	×		
第21条	第2項			準用規定

分野	8	通番	13
法律名	豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第2項	×	
第6条	第4項	×	
第6条	第6項		準用規定
第12条	第1項	×	

分野	8	通番	14
法律名	地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第2項	iv	e	
第2条	第3項	iv	g	
第2条	第4項			準用規定
第3条	第1項	×		
第3条	第2項	×		
第3条	第3項	×		

分野	8	通番	15
法律名	大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	iv	e	
第3条	第5項			準用規定
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		
第13条	第1項	v		
第20条				災害対策基本法の準用
第21条	第1項	v		
第21条	第2項	v		
第21条	第3項	iv v	a	
第26条	第1項			災害対策基本法の準用
第26条	第2項			災害対策基本法の準用
第27条	第2項			災害対策基本法の準用
第27条	第4項			市町村長による 事務の執行
第27条	第6項	i		
第27条	第7項	ア		
第27条	第8項	ア		
第27条	第9項			災害対策基本法の準用
第28条	第1項	v		
第28条	第2項	v		
第31条				災害対策基本法の準用
第32条	第1項	v		

分野	8	通番	16
法律名	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第1項	iv	v g	
第2条	第2項	iv	e	
第2条	第4項			準用規定
第3条	第1項	v		
第3条	第2項	x		

分野	8	通番	17
法律名	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	iv	e	
第3条	第5項			準用規定
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		

分野	8	通番	18
法律名	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	iv	e	
第3条	第5項			準用規定
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		

分野	8	通番	19
法律名	活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	iv	v g	
第3条	第2項	iv	e	
第3条	第4項			準用規定
第4条	第1項	×		
第8条	第1項	×		
第8条	第2項	×		
第8条	第3項	×		
第8条	第4項	×		
第8条	第5項	×		
第8条	第6項			準用規定
第20条		v		
第21条	第1項	v		
第21条	第2項	iv	v e	
第21条	第3項	v		

分野	8	通番	20
法律名	石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第4項	iv	e	
第7条	第2項			準用規定
第9条	第1項	v		
第9条	第2項	v		
第16条	第6項	x		
第17条	第7項			準用規定
第18条	第4項			準用規定
第19条	第6項			準用規定
第19条の2	第5項	x		
第19条の2	第7項	x		
第23条	第2項	v		
第26条		v		
第30条	第1項	v		
第31条	第1項	v		
第31条	第2項	x		
第31条	第4項	v		
第33条	第1項	x		
第33条	第2項	x		
第40条	第2項	ア		
第41条	第1項	v		
第41条	第2項	iv	e	

分野	8	通番	21
法律名	原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第一百五十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第2項	iv	e	
第8条	第4項	iv	e	
第9条	第6項			準用規定
第10条	第1項	v		
第11条	第4項			準用規定
第13条	第1項	v		
第23条	第1項	v		
第23条	第2項	v		
第25条	第2項	iv	e	
第26条	第1項	v		
第26条	第2項	v		
第27条	第1項	v		
第27条	第2項	v		
第32条	第2項	ア		

分野	8	通番	22
法律名	被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第2項	×	
第5条	第3項	×	
第6条	第1項	×	
第7条	第2項	×	
第7条	第4項	×	
第7条	第6項	ア	
第7条	第7項	ア	
第8条	第2項	×	
第8条	第3項	i	
第8条	第4項	i	
第8条	第5項	i	
第12条	第2項	i	
第12条	第3項	i	
第12条	第4項	i	
第13条	第3項	i	

分野	8	通番	23
法律名	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条		iv	g	
第11条	第2項	ii		

分野	8	通番	24
法律名	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第72条			港湾法の適用